

安全で子どもたちの心と体をあたためる 学校給食を提供するために！

学校給食における危機管理 異物混入・食中毒対応マニュアル



下処理室での作業の様子

令和5年4月改訂
(平成25年10月4日一部改訂)
(平成22年11月8日策定)

多摩市教育委員会 教育部 学校給食センター

はじめに

子どもたちにとっての学校給食は、身体の成長を促すばかりではなく、その温かさからホッとする時間の提供や、心の成長そして食育にまで通じる様々な要素を持っています。また、毎日の献立は、子どもたちが学校に通学する励みになっている側面もあります。

この学校給食の提供には、食材の仕入・下処理・調理・配送・配膳を通して、安全・安心の徹底が求められ、学校給食に携わるすべての職員の細部にわたる点検及び協力連携が必要になります。また、ヒューマンエラーを限りなくゼロに近づけるとともに、それぞれの過程で発生した事故に的確かつ迅速に対応する事が欠かせません。

学校給食センターは、幅広い学校給食業務の中で異物混入と食中毒対応を重点的に捉え、平成22年11月に「学校給食における危機管理マニュアル」を策定しました。

その後、マニュアルによる対応を図っていく中で、策定から時間も経ってきたことから、現状に合わせた内容の見直しや時点の修正、さらに分かりやすく改良する必要性が生じたため、この度、内容を改訂しました。

今後は、このマニュアルを関係者間で共有し、事故発生時に的確かつ迅速に対応して参ります。



目 次

はじめに

異物混入の防止対策

学校給食センターにおける異物混入防止対策

- 1 食材料の検収 . . . 3
- 2 調理過程での遵守事項 . . . 3
- 3 業者から直接各学校へ配送する食材の管理 . . . 4
- 4 学校給食センターから各学校への配送過程における点検 . . . 5
- 5 学校における異物混入の防止対策と児童・生徒に対する指導 . . . 5

異物混入への対応

- 1 学校給食センターでの異物混入の発見 . . . 6
- 2 校内での異物混入の発見 . . . 7
- 3 教育委員会における連絡体制 . . . 7
- 4 被害児童・生徒の保護者への説明と謝罪 . . . 7
- 5 保護者への報告 . . . 7

食中毒への対応

- 1 食中毒の的確な把握 . . . 8
- 2 校内体制の確立 . . . 8
- 3 関係機関への連絡体制 . . . 8
- 4 保護者への事情説明（関係する児童生徒の保護者） . . . 8
- 5 全校の児童生徒並びに保護者へ、事情及び経過説明すること . . . 8
- 6 事故の処置について . . . 8
- 7 報道機関への対応について . . . 8

【異物混入の防止対策】

学校給食における異物混入の未然防止に向けて、学校給食センター対象校の各々の作業工程において、学校給食センターや学校が点検すべき項目を整理したので遵守すること。

学校給食センターにおける異物混入防止対策

1 食材料の検収

(1) 物資納入

- 食材については、缶詰・調味料等、常温で保存可能なものを除いて、1回で使い切る量を当日納品させる。
- 物資納入業者は、納入業者指定申請書を提出し、審査を受けた登録業者とする。
- 多摩市学校給食物資取扱要項に則り、保有する施設・設備・車両の衛生管理を徹底し、納入物資に異物が混入しないよう努めるよう指導する。
- 清潔な白衣・帽子・マスクを着用し、検収時に検収室や下処理室に立ち入れない。
- 物資納入業者が納入した食材が原因となる異物混入が発生した場合、書面による説明を求める。書面での説明が不十分な場合は立入検査を実施し、作業工程及び衛生管理状況の確認をする。また、製造元が原因となる場合は、納入業者を通じて製造工程の確認を行い、指導を依頼する。

(2) 検収

- 検収担当者が必ず立会い、品名、数量、単価、品質、鮮度、梱包状態、表示、品温、産地、異物異臭の有無、製造年月日を確認し、検収簿に記録する。

2 調理過程での遵守事項

(1) 調理室の点検

- ① 調理室への、関係者以外の立ち入り禁止。
- ② 床、扉、窓等に汚染や破損がないか確認。
- ③ 学校給食日常点検票等に基づき、刃物類を作業開始前、作業中及び作業終了後に調理機器等の点検を実施する。また、切裁する食材が変わるごとに刃こぼれ等がないか確認し、記録する。
- ④ 機器等は正しい使用法により使用し、禁忌行為は行わない。
- ⑤ 調理室での窓の開放禁止（全閉）。
- ⑥ 常に整理整頓、清掃の実施。
- ⑦ 最終退勤者による機械警備及び施錠。

(2) 調理員の遵守事項の点検

- ① 調理室に入る前の日常の被服等点検の徹底
 - 貸与されている白衣・ズボン・帽子・靴の着用、きちんとした身なりの確認。マスクは鼻と口をしっかりと覆うこと。帽子は毛髪をしっかりと覆うこと。また、貸与された白衣等の自宅持ち帰りの禁止（調理所内で洗濯・乾燥）。
 - 時計、指輪等は外す。ただし、眼鏡を必要とする職員は着用可とする。ポケットには何も入れず、調理に必要な物以外は持ち込まない。
 - 前室で身支度を整え、粘着ローラーなどを使って埃等を除去すること。
 - エアーシャワーに必ずかかること。
- ② 作業における遵守事項
 - 出入り扉の開閉は速やかに行い、開放は禁止。
 - ビニール袋を開封する際には、切れ端が出ないように切り、シール側は切らない。切れ端や乾燥剤、内蓋等は決められた場所に捨てること。
 - 段ボール箱を開封する際は、留め金や切れ端が飛ばないように注意すること。
 - 瓶や袋入りの調味料については、清潔な容器に移し替えて使用すること。また移し替える際はザル等を使用してキャップやフィルムの混入を防ぐ。
 - 各調理段階で細心の注意を払って、異物の発見に努めること。

3 業者から直接各学校へ配送する食材の管理

- ① 給食搬入口の施錠や開錠などの管理を厳重に行ない、児童・生徒や職員であっても関係者以外は立入禁止とする。
- ② 点検項目を確認し日報に記録すること。
- ③ 配膳室に配膳員が不在になる場合は、必ず施錠すること。
- ④ 配膳員の遵守すべき事項
 - 配膳室の床、扉、窓に汚染、破損がないか確認。
 - 牛乳保冷庫の施錠。
 - 配膳室に不必要な物を持ち込まないこと。
 - 学校給食センター配送の食器、トレイ、食缶に異物がないか確認。
 - 業者による学校配送(直送)品の引き渡しを受けるに際しては、数量や異常の有無、異物がないかを確認し「学校配送食材納品確認簿」に記録。
- ⑤ その他「学校給食配膳員心得・サービス業務要領」による

4 学校給食センターから各学校への配送過程における点検

- ① 学校給食センターから各学校の給食搬入口までの配送業務委託業者に対する安全・衛生管理の徹底、異物混入の防止について定期的に指導を行う。
- ② 出来上がった給食は、コンテナに入れて、各学校の給食搬入口へ配送し、各学校の配膳員に確実受け渡す。
- ③ 各学校内での人為的な異物混入を避けるために、コンテナの保管やクラスワゴンの移動時間等について、各学校の状況に合わせて慎重に実施すること。
- ④ 所長等は、学校への配送が開始される前に検食を行い、異物の混入、異臭の有無等を確認し、異常があった場合は原因がわかるまで配送をしないこと。

5 学校における異物混入の防止対策と児童・生徒に対する指導

- ・ 校長等は、児童・生徒の喫食開始前までに検食を行い、異物の混入、異臭の有無等を確認し、検食簿に記録すること。また、異常が認められた場合は、異常のあった給食の一部または全部の提供を中止するとともに、速やかに学校給食センターに連絡すること。
- ・ 教室での配食は、学級担任等の管理・監督のもと異物が混入しないよう十分注意すること。
- ・ 給食当番の白衣・帽子等の着用など配食の過程において異物が混入しないよう、十分指導すること。
- ・ 各教室とも、コンパスの針、画鋏、ピン、ホッチキスの針、磁石などは、整理整頓に心がけ、床等に散乱しないように指導すること。
- ・ 針などの危険物が学校給食に混入した場合の危険性や命の大切さについて指導すること。
- ・ 食器は丁寧に取り扱い、破損や傷を発見した場合は使用しないこと。

【異物混入への対応】

1 学校給食センターでの異物混入の発見

(1) 金属・ガラス類等危険な異物の場合

- ・金属やガラス類など、児童・生徒の生命に影響を及ぼすと判断される異物混入の場合は、児童・生徒の安全性を最優先に対応する。
- ・当該発見学級を含む学校全体の給食の即時停止をするとともに、メニューによっては全学校の給食停止も行う。併せて、異物混入の給食を保全すること。

	野菜	果物	肉	加工品	調味料
検収時	取り除いて使用もしくは、交換又は使用中止	取り除いて使用もしくは、交換又は使用中止	交換又は使用中止	交換又は使用中止	交換又は使用中止
調理前 (釜等の機器に入れる前)	取り除いて使用もしくは、交換又は使用中止	取り除いて使用もしくは、交換又は使用中止	交換又は使用中止	交換又は使用中止	交換又は使用中止
調理中	提供の中止 (原因が特定できる場合は、他の釜で調整し提供する。)				
配缶中	提供の中止 (原因が特定できる場合は、他の釜で調整し提供する。)				

調理員 ⇒ 栄養士 ⇒ 所長 ⇒ センター長 ⇒ 校長 ⇒ 教育長・部長
関係課長

センター長・所長は、給食実施の可否を判断し、学校長に連絡する。

(2) 虫・献立以外の食材料・毛髪等混入の場合

虫や献立以外の食材料の混入、毛髪や食材の包装材料の切れ端などの異物については、健康への影響度も少ないと思われるので、直接その異物を除去すること。但し、衛生害虫については危険な異物に準ずる。

	野菜	果物	肉	加工品	調味料
検収時	取り除いて使用				
調理前 (釜等の機器に入れる前)	取り除いて使用（水洗いできるものは、再度洗浄する。)				
調理中	異物をその周辺ごと取り除き、よく目視で確認して調理する。				
配缶中	異物をその周辺ごと取り除き、よく目視で確認して配缶する。すでに配缶しているものは、再度、目視確認する。				

調理員 ⇒ 栄養士 ⇒ 所長 ⇒ センター長
異物を除去の上、センター長・所長により安全確認を行う。

2 学校内での異物混入の発見

① 金属・ガラス類等危険な異物の場合

児童・生徒（教室内） ⇒ 担任 ⇒ 副校長 ⇒ 校長 ⇒ 調理所長
⇒ センター長 ⇒ 指導主事 ⇒ 教育委員

- ・ 児童・生徒の被害状況を把握し、給食を停止する。
- ・ 速やかに情報を伝達し、センター長及び所長は現地に赴き、対応について学校長と協議する。
- ・ センター長は、速やかに指導主事に事故状況を報告し、保護者への対応を当該校にて協議する。
- ・ 異物並びにその学級全部の給食を保全し、教職員全員に周知する。
- ・ 当該児童・生徒並びにその児童・生徒のグループからも異物混入の状況について聴取する。

② 虫・毛髪・梱包材料等の場合

児童・生徒（教室内） ⇒ 担任 ⇒ 副校長 ⇒ 校長 ⇒ 調理所長
⇒ センター長 ⇒ 部長・関係課長

- ・ 異物を除去し、給食を提供する。
- ・ 異物混入の程度によっては、新しい食缶と交換し、給食を提供する。
児童・生徒には職員室用の給食を提供し、学校給食センターに連絡して、新しい職員室用の食缶の配送を依頼すること。
- ・ 異物が混入した当該学級の児童・生徒に対して、担任から混入原因の調査を学校給食センターに依頼する旨を伝達する。
- ・ 配膳員を通して、混入物を調理所に戻し、混入の経過や原因について調査を行い、学校長に文書で結果の報告を行う。

3 教育委員会における連絡体制

学校給食センター ⇔ 教育長・部長・関係課長

⇔ 東京都 教育庁 義務教育課 健康推進係 給食指導担当
TEL 03-5320-6878 fax03-5388-1734

⇔ 南多摩保健所 生活環境安全課 食品衛生係
TEL 042-371-7661 fax03-375-6697

4 被害児童・生徒の保護者への説明と謝罪

- ・ 異物混入があった当該学級においては、担任から児童・生徒に原因を調査する旨の説明をする。
- ・ 原因調査及び学校給食センター・教育指導課・校長間の協議により原因調査及び当面の対応策並びに再発防止対策について文書等で保護者宛てに通知する。
- ・ 業者直接搬入物や調理所が原因の場合は、学校給食センター・校長間の協議により、文書等で学校給食センターから当該学級に混入した経過や再発防止対策についての説明と謝罪の文書を校長に送付する。

5 保護者への報告

重大な異物混入や事故については、原因の究明を進め、その結果を教育委員会に報告するとともに、学校を通じて保護者に対しても概要について説明する。

【食中毒への対応】

1 食中毒の的確な把握

食中毒と思われる症状として、腹痛・発熱・嘔吐・下痢などが、多数の児童・生徒に同時に発症した場合。

速やかに、学校から学校医に連絡し、医療的な指導を仰ぐこと。

- ・ 給食の献立、発生時間などについて把握すること。
- ・ 給食は、学校給食センターで保管すること。（2週間分）

※ 勤務時間内に発生するとは限らないので、時間外における緊急連絡体制についても整備しておくこと。

2 校内体制の確立

食中毒発生を把握した担任は、副校長・校長に報告し、職員全体に周知するなど、校内の連絡体制による情報の共有化と事故の概要に把握に努めること。

- ・ 学年・学級・児童生徒の症状の把握。
- ・ 欠席している児童生徒の症状の把握。
- ・ 家族の健康状態についての調査。

3 関係機関への連絡体制

学校（副校長） ⇒ 学校医、学校給食センター

⇒ 教育委員会（学校支援課）・東京都南多摩保健所（371-7661）

4 保護者への事情説明（関係する児童生徒の保護者）

児童生徒のプライバシーの関係もあるので、配慮しながら経過説明すること。

5 全校の児童生徒並びに保護者へ、事情及び経過説明すること

6 事故の処置について

食中毒発生の場合、学校医の意見・指導に基づいて保健所が主体になって調査するので、全面的に協力しながら原因究明にあたること。

学校医・保健所・教育委員会と連携しながら、健康診断・出席停止・臨時休業・消毒・その他の措置について協議すること。

7 報道機関への対応について

窓口を一本化し、教育委員会が行うこと。